

新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言を受け、当社の対応を次の通り行いますので、お客様にはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。(令和2年5月6日まで)

- 1 申請書の受付を当面の間  
午前10時から午後3時までとさせていただきます。
- 2 確認申請の仮審査受付は、従来通り、窓口及び郵送（レターパックプラス）の受付とします。
- 3 相談については、電話、メール及びFAXで対応します。
- 4 確認申請の補正は、メールにより行えることとし、担当者から了解を取り、その後、正式受付という対応とします。  
来社が困難な場合は、郵送の受付（レターパックプラス）、申請料の銀行振り込みでの対応を行いますので、ご連絡下さい。
- 5 社内での対応は、原則2mの距離を置いて対応させていただきます。
- 6 現場検査（中間検査、竣工検査）の受付は従来通りです。  
ただし、申請書の提出は、検査日の2日前までをお願いします。  
なお、検査日時の予約は電話予約とします。
- 7 来社する場合は、原則、マスクの着用をお願いします。  
また、ビルに備え付けの手消毒薬で、消毒をお願いします。
- 8 来社の際は、事務所に備え付けの書面に記名、電話番号の記入をお願いします。